

市議会定例会付議事件表（その2）

第30号議案	損害賠償の額を定め和解することについて……………	( 1 )
報告第8号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	( 2 )
報告第9号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	( 4 )

第30号議案

損害賠償の額を定め和解することについて

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月9日提出

大村市長 園 田 裕 史

1 損害賠償及び和解の相手方

████████████████████  
████████████████████  
████████████████████

2 和解条項の要旨

- (1) 大村市は、相手方に対し、金336,335円を支払う。
- (2) 相手方は、大村市に対して、本件に関し今後上記の和解金を除き一切の請求をしない。

報告第8号

専決処分の報告について

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年3月9日提出

大村市長 園田裕史



専決第8号

専 決 処 分 書

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月5日

大村市長 園田裕史

- |            |   |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額   | 36,558円   |
| 2 損害賠償の相手方 |  |
|            |  |

報告第9号

専決処分の報告について

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年3月9日提出

大村市長 園田裕史

